

平成27年5月1日

(目的)

第1条 この要領は、志摩市が発注する志摩市公共施設等総合管理計画(仮称)策定業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組み体制等に関する提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式の採用)

第3条 本業務は、公共施設等の全体的な状況を総括的に整理・分析し、将来推計人口の推移などをもとに市の目指すべきまちづくりの骨格を担う公共施設等の将来のあり方について検討するため創造性及び技術力が求められ、基本方針や数値目標を具現化するための仕様に対して金額の多寡のみで契約の相手方を決定するものではなく、これらの創造性、技術力、実績や経験等を参加業者に提案してもらい、審査し、契約交渉相手方を選定するプロポーザル方式を採用するものとする。

(手続き開始の公告)

第4条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式募集要項(以下「募集要項」という。)
- (2) その他必要と認める事項

2 前項の公告は、次によるものとする。

- (1) 志摩市ホームページ
- (2) 志摩市総務部財政課窓口での閲覧

(募集要項)

第5条 前条第1項第1号に規定する募集要項は、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目	主な内容
1 業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、業務場所、履行期間など
2 見積限度額	見積限度額
3 実施型式	公募型である旨
4 参加資格要件	必要な参加資格、過去5年間の受託実績
5 参加申込	参加申込方法、受付期間
6 第1次審査提案書の作成及び提出方法	提出書類、提出方法、提出期間など
7 第2次審査提案書の作成及び提出方法	提出書類、提出方法、提出期間など

8	審査方法	審査の項目・配点、審査型式など
9	質問及び回答	質問方法など
10	審査結果及び契約手続き	契約交渉相手方等の決定など
11	書類提出先及び問合せ先	担当部署、連絡先など
12	その他	情報公開の取扱、提案費用の負担、辞退の取扱、失格事項など
13	日程（予定）	公告から契約締結までのスケジュール（予定）

（参加資格要件）

第6条 本業務のプロポーザルに参加する者は、募集要項公告日から本業務委託契約締結日までの間、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成27年4月1日の時点で、平成27年度志摩市競争入札資格者名簿に募集要項で示した対象業種（部門）で登録されていること。名簿に登録されていない応募者については、選定の対象外とする。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱(平成20年志摩市告示第34号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) その他募集要項で示した参加資格要件を満たしていること。また、同要件を満たしている事が確認できるものを提出すること。

（失格基準）

第7条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格、技術者要件等を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた提出期限までに提案書が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

（第1次審査）

第8条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書(様式第1号)（実施要領）及び第1次審査提案書(様式第2号)（実施要領）を提出するものとする。

- 2 前項に関する提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 志摩市公共施設等総合管理計画(仮称)策定業務プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は別に審査要項を定め、参加申込書及び第1次審査提案書を提出した者の中から、参加資格を有する者をまずは選定し、さらに第1次審査評価基準に基づき、第1次審

査を実施し、成績の上位5者を第2次審査参加資格者として選定し、選定結果を書面にて市長に報告するものとする。

- 4 市長は、前項により選定した上位5者に対し、第1次審査による選定通知書（様式第3号）（実施要領）により通知するものとする。また、同時に、前項により選定されなかった参加者に対しては、第1次審査による非選定通知書（様式第4号）（実施要領）により通知するものとする。
- 5 前項により第2次審査参加資格者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求められることができる。
- 6 市長は、第2次審査参加資格者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求められることができる期限の最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答しなければならない。

（参加辞退）

第9条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、辞退届(様式第5号)（実施要領）を志摩市総務部財政課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（第2次審査）

第10条 第8条第3項により選定された第2次審査参加資格者は、第2次審査提案書（様式第6号）（実施要領）を提出するものとする。

- 2 前項に関する提出方法、提出場所及び提出期間は募集要項に明示する。
- 3 第2次審査参加資格者より提出された第2次審査提案書について、選定委員会は別に審査要項を定め、第2次審査評価基準に基づき、提案者の第2次審査提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング（プレゼンテーション、デモンストレーション）等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- 4 市長は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに第2次審査提案者全員に第2次審査結果通知書（様式第7号）（実施要領）により通知するものとする。
- 5 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、その理由について説明を求められることができる。
- 6 市長は、受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求められることが期限の最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答しなければならない。

（審査結果の公表）

第11条 市長は、前条第3項による審査結果については、志摩市ホームページで公表するものとする。

（随意契約の締結）

第12条 第10条第3項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

- 2 第10条第3項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。

（留意事項）

第 13 条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 参加申込、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- (3) 提出期限以降の参加申込書、提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。（ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。）
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

（その他）

第 14 条 本要領に定めのない事項については、委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

(宛先) 志摩市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

参 加 申 込 書

下記の業務について、必要書類を添付してプロポーザルの参加を申し込みます。
なお、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと並びに記載内容及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名：志摩市公共施設等総合管理計画 (仮称) 策定業務委託

2 参加資格

内 容	確 認
志摩市公共施設等総合管理計画 (仮称) 策定業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要項 4 に定める参加資格要件を全て満たす。	は い い い え

業務名 (募集要項 4 (2) 参照)	発 注 者 名	契約 (完了) 年度
		平成 年度

上記受託業務に係る契約書の写しを添付すること。

業務名	志摩市との履行実績	契約 (完了) 年度
		平成 年度

上記受託業務に係る契約書の写しを添付すること。

3 連絡先

(所属) (役職) (担当者氏名)
(TEL)
(FAX)
(電子メールアドレス)

第 1 次審査提案書

平成 年 月 日

（宛先）志摩市長 大 口 秀 和

住 所

商号又は名称

印

代 表 者 名

志摩市公共施設等総合管理計画（仮称）策定業務に係る公募型プロポーザル方式
実施要領第 8 条第 1 項に基づき、第 1 次審査提案書を以下の添付書類を付けて提出し
ます。

添付書類

企画提案書（課題整理）

業務実施体制表

履行実績調書

配置予定技術者調書

工程表

会社概要書

参考見積書

担当者連絡先

（所属） （役職） （担当者名）

（住所）〒 -

（電話番号） （FAX 番号）

（電子メール）

第1次審査による選定通知書

平成 年 月 日

様

志摩市長 大口 秀和

平成 年 月 日付で貴社から提出のあった志摩市公共施設等総合管理計画（仮称）策定業務における参加申込書及び第1次審査提案書について第1次審査を行った結果、本業務の第2次審査への参加資格者として選定したので通知します。

つきましては、募集要項に記載する期限までに第2次審査提案書を提出していただきたく依頼します。

また、下記日程により、提出いただいた第2次審査提案書に対するヒアリングを行いますので、出席をお願いします。

記

1. ヒアリング実施日時 平成 年 月 日（ ）
時 分から 時 分まで
2. ヒアリング場所 志摩市役所
階 会議室（ 控室 階会議室）
〒517-0592
三重県志摩市阿児町鶺方 3098 番地 22
TEL：0599-44-0204

3. 注意事項

- 1) ヒアリング開始の30分前には必ず控室に集合してください。
- 2) ヒアリングへの参加人数は3人以内となります。
- 3) ヒアリングに必要な機器については持参してください。

ただし、スクリーン及び電源は市が準備します。

第 1 次審査による非選定通知書

平成 年 月 日

様

志摩市長 大口 秀和

平成 年 月 日付で貴社から提出のあった志摩市公共施設等総合管理計画（仮称）策定業務における参加申込書及び第 1 次審査提案書について第 1 次審査を行った結果、本業務の第 2 次審査への参加資格者として下記の理由により選定しなかったの
で通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、非選定理由についての説明を求めることができます。

記

非選定の理由

のため

辞 退 届

平成 年 月 日

(宛先) 志摩市長 大 口 秀 和

住 所

商号又は名称

印

代 表 者 名

平成 年 月 日付で参加の申込を行った志摩市公共施設等総合管理計画
(仮称)策定業務に係る公募型プロポーザルについて、参加を辞退したく届け
出ます。

第 2 次審査提案書

平成 年 月 日

(宛先) 志摩市長 大 口 秀 和

住 所

商号又は名称

印

代 表 者 名

志摩市公共施設等総合管理計画 (仮称) 策定業務に係る公募型プロポーザル方式
実施要領第 10 条第 1 項に基づき、第 2 次審査提案書を以下の添付書類を付けて提出
します。

添付書類

企画提案書

担当者連絡先

(所属) (役職) (担当者名)

(住所) 〒 -

(電話番号) (FAX 番号)

(電子メール)

第 号
平成 年 月 日

（商号又は名称）
（代表者職氏名） 様

志摩市長 印

第2次審査結果通知書

平成 年 月 日付で第2次審査提案書等を提出していただいた下記業務における公募型プロポーザルの審査の結果を次のとおり通知します。

業務名：志摩市公共施設等総合管理計画（仮称）策定業務

結果（受託候補者）：貴社が受託候補者に決定しました。

契約等の手続きにつきましては、改めて連絡します。

結果（受託候補者とならなかった者）：次の理由により決定しませんでした。

理由： ため

上記理由について説明を希望される場合は、 年 月 日までにその旨を記載した書面を提出してください。

【事務担当】

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

志摩市 総務部 財政課

担当：阿部、出口、城山

TEL：0599-44-0204

FAX：0599-44-5252